

## 第7章 計画の推進に向けて



## 1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、守口市は、国や大阪府との連携はもちろん、市民、地域、関係団体や子育てに係る事業者等と連携し、それぞれの主体が子どもの最善の利益を守るという立場に立って、自らの役割を果たしながら協働による取組みを進められるよう努めます。

さらに、より望ましい子育て環境をできるだけ早期に実現するため、市の各組織・部局間の連携体制を確立し、組織の垣根を越えた多角的な取組みを進めます。

また、この計画に掲載している事業のみならず、社会情勢の急激な変化にも柔軟に対応し、新たな課題にも積極的に取り組み、必要な施策の推進に努めます。

## 2. 計画等の広報・啓発

この計画に掲げる事業の推進にあたっては、守口市の子育て支援に関する基本的な考え方や方向性を共通の認識として、市民、地域、子育てに係る事業者、関係機関等の理解と協力を得て取り組んでいく必要があります。

また、「子ども・子育て支援新制度」については、守口市の施策や事業との関連性を明らかにしながらわかりやすく周知することは、これから家庭を持つとする若い世代や子育て中の保護者の安心感につながり、子育て家庭の定着と市の活性化に結びつくと考えられます。

そこで、本計画および「子ども・子育て支援新制度」について、広報紙、市ホームページ等の媒体の活用はもとより、子育て中の保護者が利用する公共施設等への資料の配置を含め、在宅子育て家庭へも必要な情報が届くよう効果的な方法を工夫し、広く周知・啓発に努めます。

## 3. 計画の進捗管理

本計画は、毎年度、事業の進捗管理を行いその結果を広報紙や市ホームページ等で公表します。

また、守口市の子育て家庭の状況や、市内の教育・保育施設および地域型保育事業の状況、「子ども・子育て支援新制度」の動向等を踏まえ、計画期間の中間年度に当たる平成29年度に、守口市子ども・子育て会議の意見を聴いて中間見直しを行い、その結果を公表します。

